

元請業者の皆様へ

～千葉県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について～

二次以下の下請対策はまいります！

○千葉県が発注する建設工事においては、これまで元請業者や下請業者に対する社会保険等未加入対策を進めてきました。

この度、社会保険等の更なる加入促進を図るため、取組強化を実施することとします。

○これまでの一次下請業者に加え、二次以下も含めたすべての下請業者についても、社会保険等加入業者に限定することとします。（契約約款が変わります）

二次以下の下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、猶予期間を設けた上で、元請業者に対し、当該下請業者への加入指導を行うことを求めます。

○平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知する全ての工事から適用します。

【加入確認方法】

- 施工体制台帳等により下請業者の社会保険等加入状況を確認します。
- 二次以下の下請業者において社会保険等未加入業者があった場合には、受注者に対し、30日の猶予期間内での加入指導を求めます。
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(国土交通省)」を踏まえ、下請業者の社会保険等加入状況の確認に当たっては、必要に応じ、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めてください。

※詳しくは、千葉県ホームページでご確認ください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/syaho/syahotaisaku.html>

社会保険等未加入対策を通じて、

○技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保

○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
を図っていきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。



千葉県マスコットキャラクター

チーパくん

千葉県県土整備部

建設・不動産課 入札契約室

電話：043-223-3116